

低入札価格調査対象工事における特約条項

1. 当該工事を施工体制調査の重点対象工事として契約後の調査を行う。
2. 前項の場合において、発注者は当該工事に係る施工計画の内容を聴取し、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第8条の規定による調査時と異なるときは、その理由等を確認し、適正な施工体制に努めるよう指導又は監督をする。
3. 東広島市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第46条の5第1項中「2年」を「4年」に、同条第2項中「1年」を「2年」に読み替える。
4. 受注者は、契約約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者を補助する者を1名専任で配置しなければならない。
5. 契約約款第4条第3項及び第6項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。
6. 契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。
7. 契約約款第34条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の2」に、「10分の6」とあるのは「10分の4」にそれぞれ読み替える。
8. 契約約款第34条第7項中「10分の5」とあるのは「10分の3」に、「10分の6」とあるのは「10分の4」にそれぞれ読み替える。
9. 契約約款第34条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の3」に、「10分の6」とあるのは「10分の4」にそれぞれ読み替える。
10. 契約約款第46条の3第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。